平成２２年（フ）第１０２号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目２番地　プラザ清水402
債務者　中里　貴也
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８号
山形県最上郡真室川町大字木ノ下987番地３
債務者　原島正二美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１４号
佐賀県佐賀市多布施３丁目３番16号
債務者　今泉　圭一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
熊本県天草市御所浦町横浦627番地13
債務者　小﨑　一治
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１２号
沖縄県石垣市字真栄里41番地　仲大盛アパート西
債務者　來間惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３０２号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田115番地の３　セジュール原田203号
債務者　伊東　金夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田115番地の３　セジュール原田203号
債務者　伊東　信子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０４号
神戸市北区ひよどり台１丁目４番地130棟101号
債務者　木谷　洋子（旧姓朝日）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１１号
神戸市灘区灘北通10丁目２番24―502号
債務者　重松　貞良
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２２号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番164―405号
債務者　辰馬　寛子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３０号
兵庫県三木市平田35番地の１コージーコート202号市原方、従前の住所兵庫県加東市社1563番地13リバーサイドハイツやしろ207号
債務者　藤本　潤子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
広島県尾道市美ノ郷町三成351番地147　市営№２　206
債務者　向井　征奈
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
愛媛県松山市針田町228番地10
債務者　橋本　　卓
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
愛媛県松山市古川北２丁目19番23号　マンションマツシゲ301号
債務者　湊　　正子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３３号
宮崎県児湯郡木城町大字高城1322番地
債務者　森　嘉代子（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３号
宮崎県日南市南郷町中村乙2350番地１、住民票上の住所宮崎県日南市南郷町中村乙3942番地１
債務者　福島　宏一
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係